

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第 18 号

川崎市多摩区選挙管理委員会委員に欠員が生じたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、令和8年2月21日付けをもって川崎市多摩区選挙管理委員会委員に補欠した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

令和8年2月20日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 齋藤 隆 司

(別紙省略)